平成２５年（フ）第９９５号
東京都町田市大蔵町3031―８
破産者　古沢由紀夫
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２３号
埼玉県三郷市仁蔵455番地１
破産者　有限会社サトクラ木工
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４号
埼玉県三郷市早稲田２―４―７―３―102、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市東中沢３丁目23―78
破産者　荒井　正博
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４０号
東京都品川区南大井４丁目４番５号
破産者　有限会社パームドール
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４１号
東京都大田区南六郷２丁目35―３―1103
破産者　多田　晶一
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６０号
東京都文京区小日向４丁目５番16号　ツインヒルズ茗荷谷101号
破産者　有限会社ポリアンナ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６１号
東京都文京区大塚１丁目４―３　土戸ビル
破産者　大崎　　弘
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６９号
東京都渋谷区神宮前４丁目19番８号
破産者　有限会社エレメント・インターナショナル
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７０号
東京都世田谷区駒沢３丁目21―21―201
破産者　望月　　浩
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７３号
東京都墨田区八広３丁目39番１号
破産者　有限会社関根ネームプレート製作所
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７４号
東京都墨田区八広４丁目44―11―601、住民票上の住所東京都墨田区立花１丁目28―３―521
破産者　関根　和夫
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９８号
東京都江戸川区東葛西４丁目31番29号
破産者　有限会社タック産業
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９９号
東京都江戸川区東葛西４丁目31―29―101
破産者　佐藤　卓男
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０５号
東京都世田谷区宮坂１丁目38―19　田畑方、開始決定時の住所東京都世田谷区成城８丁目28―13―306
破産者　望月勝太郎
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０６号
東京都世田谷区宮坂１丁目38―19　田畑方、開始決定時の住所東京都世田谷区成城８丁目28―13―306
破産者　望月　二美
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０８号
東京都世田谷区成城８丁目28―13―306
破産者　大利　和利
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０９号
東京都府中市北山町４丁目13―１―102
破産者　大石佐和美
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１７号
東京都墨田区両国３丁目３番５号
破産者　株式会社クリエイティブ・ピクシーズ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１８号
東京都荒川区荒川５丁目11―17―502
破産者　井上　和己
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２３号
東京都文京区千駄木１―23―３　601号、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区東綾瀬２丁目13番５号
破産者　ＪＳＳ支援機工株式会社
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２４号
東京都足立区東綾瀬２丁目13―５―302
破産者　谷　喜代治
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４５号
東京都豊島区池袋２丁目61番８号
破産者　リードクリエイト株式会社
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部